平成２３年（フ）第２９号
静岡県浜松市中区佐鳴台６丁目８－６　リトルバード203号室　河野律方、住民票上の住所静岡県浜松市西区坪井町4238番地の２
債務者　荻野　訓世
1　決定年月日時　平成23年２月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月15日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月15日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２３年（フ）第８８号
栃木県宇都宮市鐺山町2070番地５、前住所栃木県宇都宮市鐺山町2112番地　ウィスタリアＢ202号
債務者　印南　　香
1　決定年月日時　平成23年２月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月18日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月25日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２３年（フ）第５６号
栃木県宇都宮市鶴田町2647番地１　福正ハイツＥ103
債務者　川上加代子
1　決定年月日時　平成23年２月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月19日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月11日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２２年（フ）第３４３３号
神奈川県海老名市東柏ケ谷５丁目18番24―303号　海老名三紫コーポ
債務者　畠山　美弥
1　決定年月日時　平成23年２月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月19日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月20日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第３４６８号
横浜市青葉区奈良３丁目21番地４　ヒルズ北勇301号
債務者　曽根　隆一
1　決定年月日時　平成23年２月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月19日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月20日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第２５７号
横浜市磯子区磯子６丁目18番21号　ビュー磯子１Ｆ
債務者　奥村　昌夫
1　決定年月日時　平成23年２月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月19日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月20日午後４時30分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第９号
静岡県富士市岩本202番地　富士市営住宅滝戸団地Ｂ棟204号
債務者　斉藤　裕子
1　決定年月日時　平成23年２月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月20日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月13日午前10時
静岡地方裁判所富士支部

平成２３年（フ）第２２号
静岡県富士市平垣139番地の１富士中前マンション205号、前住所静岡県富士市宇東川西町７番28号
債務者　齋藤　克徳
1　決定年月日時　平成23年２月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月20日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月13日午後１時15分
静岡地方裁判所富士支部

平成２２年（フ）第２８９号
沖縄県沖縄市美原２丁目５番26号　ハウスヒルトップ201号
債務者　西村　勝也
1　決定年月日時　平成23年２月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月20日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月20日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２３年（フ）第１号
沖縄県中頭郡嘉手納町字水釜241番地
債務者　幸地　　隆
1　決定年月日時　平成23年２月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月20日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月20日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２３年（フ）第９号
沖縄県うるま市字前原547番地３　２Ｆ
債務者　佐渡山　梓（旧姓島袋）
1　決定年月日時　平成23年２月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月20日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月20日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２３年（フ）第１３号
沖縄県宜野湾市我如古２丁目５番３―609号　志真志団地
債務者　金城　信一
1　決定年月日時　平成23年２月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月20日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月20日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２３年（フ）第２０号
沖縄県沖縄市知花５丁目26番16号　北灯荘
債務者　島袋　盛勝
1　決定年月日時　平成23年２月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月20日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月20日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２２年（フ）第８８０号
静岡県焼津市田尻北376番地
債務者　小泉登志子
1　決定年月日時　平成23年２月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月21日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月15日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１５号
静岡市清水区馬走４番３号　堀池マンションＡ―304
債務者　長澤　和宏
1　決定年月日時　平成23年２月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月21日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月15日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部